県営住宅入居者『随時募集』のご案内

住宅に困窮されている方が速やかに県営住宅へ入居できる機会を増やすため、年４回の定期募集に加え、次のとおり随時募集を実施します。

■随時募集を実施する住宅及び資格

１　定期募集（一般公募住宅・優先住宅）を実施する住宅のうち、申込みがなかった住宅について、随時募集を実施します。なお、対象住宅については、徳島県住宅供給公社のホームページ（http://www.tokushima-jk.jp/）または電話でご確認ください。

※定期募集の場合と異なり、一般住宅・優先住宅の区分を無くして、随時募集を実施します。

２　随時募集で入居申込みができる資格は、定期募集の場合と同じです。詳しくは裏面をご覧ください。

■入居申込みから決定までの流れ

１　申込受付期間中、入居申込みに必要な書類を提出していただき、入居申込み資格等を審査した上で先着順で申込みを受付し、不備がなければ当選者を決定します（同日付けで複数の受付をした場合は抽選を行います）。ただし、家族を不自然に分離した申込みは受付できません。また、指定の期日までに必要な書類の不備が是正されない場合は、順位が後になる場合があります。

２　当選決定後、必要な書類を提出していただき、内容を審査した上で入居を許可します。失格・辞退等が生じた場合、次に受付された方が繰上げ当選者となります。

３　不正な申込みが判明した場合は、当選又は入居許可を取り消します。

４　申込後、入居までに同居親族が変更（出産、死亡を除く）となった場合は、その申込みを無効とします。

※なお、当選発表は、書類審査後、徳島県住宅供給公社から当選者に直接ご連絡します。

■申込受付期間・場所

期　間　　２０１８年１１月２２日（木）から２０１９年５月２２日（水）まで
午前８時３０分～午後５時まで（土・日・祝、年末年始を除く）

場　所　　徳島市川内町平石住吉２０９－５
徳島健康科学総合センター３階　徳島県住宅供給公社
電話：０８８－６６６－３１２５

※１　郵送による受付は致しておりません
※２　２０１９年５月２３日（木）以降は、募集する住宅を入れ替えて随時募集を実施します。

■入居申込みができる資格（定期募集と同じです）

１　同居する親族（内縁関係にある方及び婚約者を含む）がいること。

※　６０歳以上の方、身体障がい者（身体障害者手帳１～４級までの方）精神障がい者、知的障がい者、ＤＶ被害者（配偶者からの暴力被害者）、生活保護を受けている方等は、居室数が２室以下の住宅に限って単身でも申込みできます。

なお、常時介護を必要とする方は、居宅において常時介護を受けることができる支援体制のある方に限ります。

※　婚約者は、入居を指定した日から３ヶ月以内に結婚し、同居できる方に限ります。

２　現に住宅に困窮していること。（原則、持家や公営住宅に居住している方は困窮していることになりません。）

３　収入が法令で定められた基準内であること。

４　申込者及び同居する親族が、暴力団員でないこと。

５　申込者及び同居する親族が、県税を滞納していないこと。

■入居申込みに必要な書類等（定期募集と同じです）

１　県営住宅入居申込書（県が指定する書式による）

２　収入を証する書類　※家族で収入のある方全員の書類が必要です。

①　給与所得者　源泉徴収票（中途転職者の方については県が指定する書式の給与支給明細書）

②　事業所得者　市町村長発行の前年中の所得課税証明書

③　年金受給者　受給している年金振込通知書又は前年中の公的年金等の源泉徴収票

④　生活保護受給者　福祉事務所等発行の生活保護受給証明書

３　婚約中の方は、婚約証明書（県が指定する書式による）

４　申込み時に印鑑（認印）を持参ください。

■当選決定後、必要な書類（定期募集と同じです）

１　請書（連帯保証人２名（同一世帯でないこと）が連署したもの。連帯保証人の印鑑証明書、所得課税証明書が必要です。）

※　原則、連帯保証人のうち１名は、現に県内に居住している方であることが必要です。

※　高齢者世帯、障がい者世帯などで、身寄り等が少ないため、努力したにもかかわらず連帯保証人を２名確保することが困難と認められる場合は、連帯保証人を１名にすることができます。

２　市町村長発行の前年中の所得課税証明書

３　入居される方全員の住民票

４　その他、県が指定する書類

■入居予定日等

１　入居手続き（書類審査含む）及び敷金等の入金が完了次第、順次入居できます。

２　指定の期日までに関係書類の提出がない場合は、辞退されたものとして処理します。

３　重複して申込みされた場合は、すべて無効になります。

４　入居時に敷金として家賃の３ヶ月分が必要です。

５　その他、自治会費、共益費が必要です。

■自治会の運営

県営住宅は集合住宅です。入居者の皆さんが協力し、共用部分を円滑に運営するため、自治会を組織し、共益費の徴収などを行っていただいております。入居者の皆さんは自治会に必ず入会してください。

募集住宅一覧表

（間取りの数字は広さを畳数で表したもの
3･･･3畳、4.5･･･4畳半、5.5･･･5畳半、6･･･6畳、6.5･･･6畳半、
7.5･･･7畳半、8･･･8畳、9.0･･･9畳 etc.
K･･･台所、DK･･･ダイニング・キッチン
LDK･･･リビング・ダイニング・キッチン
(単)･･･単身での申込みができます
その他　網戸の設備はありません）

住宅番号の読み方
例　131･･････1号棟3階の1号室
3652･･････36号棟5階の2号室
1043･･････10号棟4階の3号室

団地名	所在地	建設年度	構造	募集戸数	住宅番号	階数	間取り 型式	収入区分	家賃(円)	備考
矢三高見	徳島市南矢三町 2丁目	昭和 56	中層耐火 4階建	1	131	3	6･6･4.5 DK(6.5)	1	23,300	駐車場使用料 月額 1,900円
								2	26,900	
								3	30,800	
							3DK	4	34,700	
末広西	徳島市末広 4丁目	昭和 51	中層耐火 5階建	1	342	4	6･6･4.5 DK(6.0)	1	19,900	申込み審査中 駐車場使用料 月額 1,900円
								2	22,900	
								3	26,200	
							3DK	4	29,600	
名東町	徳島市名東町 2丁目	昭和 62	中層耐火 4階建	1	712	1	6･6･4.5 DK(6.5)	1	23,000	駐車場使用料 月額 1,200円
								2	26,600	
								3	30,400	
							3DK	4	34,300	
中島田町	徳島市中島田町 4丁目	昭和 60	中層耐火 4階建	1	122	2	8･6 DK(10.5)	1	22,900	(単) 駐車場使用料 月額 1,300円
								2	26,400	
								3	30,200	
							2DK	4	34,100	
中島田町	徳島市中島田町 4丁目	昭和 63	中層耐火 4階建	1	523	2	8･6 DK(10.5)	1	23,800	(単) 申込み審査中 駐車場使用料 月額 1,300円
								2	27,500	
								3	31,500	
							2DK	4	35,500	
津田4丁目	徳島市津田町 4丁目	昭和 49	中層耐火 5階建	1	245	4	6･4.5･4.5 DK(6.5)	1	16,300	駐車場使用料 月額 1,100円
								2	18,900	
								3	21,600	
							3DK	4	21,700	
津田4丁目	徳島市津田町 4丁目	昭和 49	中層耐火 5階建	1	255	5	6･4.5･4.5 DK(6.5)	1	16,300	駐車場使用料 月額 1,100円
								2	18,900	
								3	21,600	
							3DK	4	21,700	
竜王	徳島市国府町 竜王6	昭和 60	中層耐火 3階建	1	213	1	6･6･4.5 DK(11.0)	1	25,600	申込み審査中 駐車場使用料 月額 1,200円
								2	29,600	
								3	33,800	
							3DK	4	38,100	
竜王	徳島市国府町 竜王6	昭和 59	中層耐火 3階建	1	625	2	6･6･4.5 DK(11.5)	1	25,100	駐車場使用料 月額 1,200円
								2	29,000	
								3	33,100	
							3DK	4	37,400	
竜王	徳島市国府町 竜王6	昭和 60	中層耐火 3階建	1	716	1	6･6 DK(8.0)	1	19,400	(単) 申込み審査中 駐車場使用料 月額 1,200円
								2	22,400	
								3	25,600	
							2DK	4	28,800	

竜　王　西	徳島市国府町 竜王８	昭和 ６３	中層耐火 ３ 階 建	1	３２３	2	6・6・5.5 DK(6.5)	1	25,500	駐車場使用料 月額 1,000円
								2	29,500	
								3	33,700	
							３ＤＫ	4	38,000	
竜　王　西	徳島市国府町 竜王８	昭和 ６３	中層耐火 ３ 階 建	1	４２１	2	6・6・4.5 DK(8.0)	1	25,500	駐車場使用料 月額 1,000円
								2	29,500	
								3	33,700	
							３ＤＫ	4	38,000	
竜　王　西	徳島市国府町 竜王８	平成 １	中層耐火 ３ 階 建	1	６１２	1	6・6・4.5 DK(9.0)	1	25,500	駐車場使用料 月額 1,000円
								2	29,500	
								3	33,700	
							３ＤＫ	4	38,000	
地　蔵　橋	徳島市西須賀町 鶴島	昭和 ５４	中層耐火 ５ 階 建	1	１１２	1	6・6・4.5 DK(6.0)	1	20,600	駐車場使用料 月額 1,200円
								2	23,800	
								3	27,200	
							３ＤＫ	4	27,800	
昭　和　町 ８　丁　目	徳島市昭和町 ８丁目	平成 １９	高層耐火 ６ 階 建	1	３５２	5	4.5・6・6・6 DK(10.0)	1	36,300	5人以上の世帯に限る 駐車場使用料 月額 2,200円 エレベーター有り
								2	41,900	
								3	48,000	
							４ＤＫ	4	54,100	
昭　和　町 ８　丁　目	徳島市昭和町 ８丁目	平成 １７	高層耐火 ６ 階 建	1	４２５	2	4.5・6・6・6 DK(10.0)	1	35,900	5人以上の世帯に限る 駐車場使用料 月額 2,200円 エレベーター有り
								2	41,500	
								3	47,400	
							４ＤＫ	4	53,500	
大　　麻	鳴門市大麻町 檜字尾山谷	昭和 ４１	中層耐火 ４ 階 建	1	１３３	3	6・4.5 DK(4.5)	1	7,900	(単)
								2	9,100	
							２ＤＫ			
鳴門高島	鳴門市鳴門町 高島字北	平成 ７	中層耐火 ４ 階 建	1	１３３	3	7.5・6・4.5 DK(7.5)	1	25,500	駐車場使用料 月額 900円
								2	29,500	
								3	33,700	
							３ＤＫ	4	38,000	
鳴門高島	鳴門市鳴門町 高島字北	平成 ７	中層耐火 ４ 階 建	1	１４５	4	7.5・6・4.5 DK(7.5)	1	25,500	駐車場使用料 月額 900円
								2	29,500	
								3	33,700	
							３ＤＫ	4	38,000	
鳴門高島	鳴門市鳴門町 高島字北	平成 ９	中層耐火 ４ 階 建	1	２３３	3	7.5・6・4.5 DK(7.5)	1	25,600	駐車場使用料 月額 900円
								2	29,600	
								3	33,900	
							３ＤＫ	4	38,200	
阿　　南	阿南市津乃峰町 長浜	平成 ６	中層耐火 ４ 階 建	1	４４６	4	6・6・6 DK(12.5)	1	26,400	駐車場使用料 月額 1,100円
								2	30,400	
								3	34,800	
							３ＤＫ	4	39,300	
阿　　南	阿南市津乃峰町 長浜	平成 ８	中層耐火 ４ 階 建	1	５１６	1	6・6 DK(12.5)	1	26,500	(単) 駐車場使用料 月額 1,100円 車いす専用住宅
								2	30,600	
								3	35,000	
							２ＤＫ	4	39,500	
鴨島呉郷	吉野川市鴨島町 飯尾	昭和 ４７	中層耐火 ５ 階 建	1	３６５２	5	6・4.5・3 DK(5.5)	1	13,000	駐車場使用料 月額 1,000円 エレベーター有り
								2	15,000	
								3	17,200	
							３ＤＫ	4	19,400	
鴨島呉郷	吉野川市鴨島町 飯尾	昭和 ５０	中層耐火 ４ 階 建	1	４０４２	4	6・6・4.5 DK(5.0)	1	14,900	駐車場使用料 月額 1,000円
								2	17,300	
								3	19,700	
							３ＤＫ	4	22,300	
鴨島呉郷	吉野川市鴨島町 飯尾	平成 ５	中層耐火 ４ 階 建	1	１２４	2	6・6・4.5 DK(7.5)	1	22,900	駐車場使用料 月額 1,000円
								2	26,500	
								3	30,300	
							３ＤＫ	4	34,200	

鴨島呉郷	吉野川市鴨島町 飯尾	平成 8	中層耐火 4 階 建	1	516	1	6・6 LDK(8.5)	1	25,300	(単) 申込み審査中
								2	29,200	駐車場使用料
								3	33,500	月額 1,000円
							2LDK	4	37,700	車いす専用住宅
鴨島呉郷	吉野川市鴨島町 飯尾	平成 8	中層耐火 4 階 建	1	541	4	6・6 DK(7.5)	1	19,300	(単) 申込み審査中
								2	22,300	駐車場使用料
								3	25,500	月額 1,000円
							2DK	4	28,800	
鴨島呉郷	吉野川市鴨島町 飯尾	平成 12	中層耐火 4 階 建	1	731	3	7.5・6・6 DK(8.0)	1	25,200	
								2	29,100	駐車場使用料
								3	33,200	月額 1,000円
							3DK	4	37,500	
石井曽我	名西郡石井町 石井字石井	平成 4	中層耐火 4 階 建	1	312	1	6・6 DK(9.0)	1	18,300	(単) 申込み審査中
								2	21,100	駐車場使用料
								3	24,200	月額 1,200円
							2DK	4	27,300	
石井曽我	名西郡石井町 石井字城ノ内	平成 10	中層耐火 4 階 建	1	943	4	6・6・6 DK(8.0)	1	23,600	
								2	27,200	駐車場使用料
								3	31,100	月額 1,200円
							3DK	4	35,100	
石井曽我	名西郡石井町 石井字城ノ内	平成 11	中層耐火 4 階 建	1	1043	4	6・6・6 DK(8.0)	1	23,700	申込み審査中
								2	27,300	駐車場使用料
								3	31,300	月額 1,200円
							3DK	4	35,300	
北島	板野郡北島町 北村字西蛭子	昭和 49	中層耐火 5 階 建	1	441	4	6・4.5・4.5 DK(6.5)	1	13,900	申込み審査中
								2	16,000	駐車場不足
								3	18,300	
							3DK	4	20,600	
藍住幸島	板野郡藍住町 勝瑞字幸島	昭和 50	中層耐火 5 階 建	1	135	3	6・6・4.5 DK(5.0)	1	14,100	
								2	16,300	駐車場使用料
								3	18,700	月額 1,200円
							3DK	4	21,100	
松茂	板野郡松茂町 満穂字満穂開拓	昭和 63	中層耐火 4 階 建	1	213	1	6・6・4.5 DK(6.5)	1	23,000	
								2	26,500	駐車場使用料
								3	30,300	月額 1,300円
							3DK	4	34,200	
松茂西	板野郡松茂町 中喜来字蔵野	平成 1	中層耐火 4 階 建	1	131	3	6・6・4.5 DK(7.5)	1	22,900	
								2	26,400	駐車場使用料
								3	30,200	月額 1,200円
							3DK	4	34,100	
松茂西	板野郡松茂町 中喜来字蔵野	平成 3	中層耐火 4 階 建	1	734	3	6・6・4.5 DK(7.5)	1	23,500	申込み審査中
								2	27,200	駐車場使用料
								3	31,100	月額 1,200円
							3DK	4	35,000	

収入基準　**所得月額が15万8千円以下であること（裁量階層は21万4千円以下）**

※みなし公営住宅（新浜町団地及び大麻団地）の収入基準については以下のとおりです。
（みなし公営住宅とは、改良住宅を公営住宅とみなして管理する住宅をいいます。）

所得月額が11万4千円以下であること（裁量階層は13万9千円以下）

$$\text{所得月額} = \frac{\text{(A)年間所得金額} - \text{(B)諸控除額}}{12}$$

(A)年間所得金額

給与所得……給与所得控除後の金額（給与総収入額　－　所得控除額）
事業所得……事業所得金額（事業総収入金額　－　事業必要経費）
年金所得……雑所得金額（年金等総収入金額　－　公的年金等控除額）
※所得者が2人以上いる場合は、それぞれに求めた年間所得金額を合計した額です。

(B)諸控除額

控除名	控除対象者	控除額
① 同居親族控除	同居している家族のうち入居名義人以外の人	1人につき38万円
② 別居の扶養親族控除	同居家族には入っていないが、所得税法上の扶養親族控除の対象として認められている人（保険証等で確認します）	1人につき38万円
③ 老人扶養親族控除	扶養親族のうち70歳以上の人	1人につき10万円
④ 特定扶養親族控除	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の人（配偶者を除く）	1人につき25万円
⑤ 障がい者控除 ※特別障がい者控除	本人、配偶者、扶養親族及び同居者で障がい者等であり、手帳等を交付されている人（手帳等で確認します） ※重度の障がい（1～2級程度）の人（手帳等で確認します。）	1人につき27万円 ※1人につき40万円
⑥ 寡婦控除	次のいずれかに当てはまる人 ①夫と死別したのち婚姻をしていない人 ②離婚したのち婚姻をしていない人で、扶養親族または生計を一にする子がある人 ③夫の生死が明らかでない人 ④婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていない人	その人の所得から27万円を限度に控除
⑦ 寡夫控除	次のいずれかに当てはまる人で、生計を一にする子がある人 ①妻と死別したのち婚姻をしていない人 ②離婚したのち婚姻をしていない人 ③妻の生死が明らかでない人 ④婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていない人	その人の所得から27万円を限度に控除

（年齢は、県が入居を指定する日現在の満年齢です。）

裁量階層　高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯

1 高齢者世帯　入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満である世帯

2 障がい者世帯　入居者又は同居者が、障がい者・戦傷病者・被爆者・引揚者等である世帯

3 子育て世帯　同居者に中学生までの子どもがいる世帯

家賃　※部屋ごとに、収入によってそれぞれ家賃が異なります。

1 入居を希望する部屋ごとに、収入区分別の家賃をご覧ください。収入区分は所得月額に応じて決まります。

	公営住宅（新浜町・大麻団地以外）		みなし公営住宅（新浜町団地・大麻団地）	
	収入区分	所得月額	収入区分	所得月額
一般階層	1	10万4千円以下	1	10万4千円以下
	2	10万4千円を超え12万3千円以下	2	10万4千円を超え11万4千円以下
	3	12万3千円を超え13万9千円以下		
	4	13万9千円を超え15万8千円以下		
裁量階層	5	15万8千円を超え18万6千円以下	2	11万4千円を超え12万3千円以下
	6	18万6千円を超え21万4千円以下	3	12万3千円を超え13万9千円以下

2 入居後は、毎年、収入を申告していただき、法令により定められた計算方法で翌年度の家賃を算定します。なお、収入申告がない場合は民間並みの高い家賃になりますのでご注意ください。

収入基準上限額早見表

※ 給与所得者が１人で、同居及び扶養親族の控除以外には、各種の控除がない場合の例です。

※ 源泉徴収票では支払い金額欄に記載の額です。

●公営住宅（新浜町団地・大麻団地以外）　上段は年収、下段の（　）は月収、単位：円

区分	収入基準	扶養親族人数				
		0人	1人	2人	3人	4人
一般階層	15万8千円以下	2,967,999 (247,333)	3,511,999 (292,666)	3,995,999 (332,999)	4,471,999 (372,666)	4,947,999 (412,333)
裁量階層	21万4千円以下	3,887,999 (323,999)	4,363,999 (363,666)	4,835,999 (402,999)	5,311,999 (442,666)	5,787,999 (482,333)

●みなし公営住宅（新浜町団地・大麻団地）

区分	収入基準	扶養親族人数				
		0人	1人	2人	3人	4人
一般階層	11万4千円以下	2,211,999 (184,333)	2,755,999 (229,666)	3,299,999 (274,999)	3,811,999 (317,666)	4,287,999 (357,333)
裁量階層	13万9千円以下	2,643,999 (220,333)	3,183,999 (265,333)	3,711,999 (309,333)	4,187,999 (348,999)	4,663,999 (388,666)